

# 第 1 部

## 総 説

第 1 章 環境の概況 .....	1
第 2 章 環境保全施策の課題と展望 .....	5

# 第 1 部 総 説

## 第 1 章 環境の概況

### 第 1 節 環境にかかわる県勢の概況

#### 1 地勢・気候

本県は、九州の南東部に位置し、東は太平洋に面しています。

総面積は約7,734km<sup>2</sup>で国土の約2%に当たり、全国14番目の広さですが、山岳地帯が多く、これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川など流路70km以上にわたる河川が太平洋にそそぎ、豊富な水資源をもたらしています。

気候は、平年値で平均気温17.3、降水量2,457mm、年間日照時間2,099時間、年間快晴日数54日といずれも全国で上位にあります。

#### 2 人口・世帯数

平成13年10月1日現在の本県の人口は、1,167,904人（男550,751人、女617,153人）です。

昭和45年以降の本県人口の推移をみると、46年まで減少を続けていましたが、47年に増加に転じてからは60年まで毎年増加を続け、特に、49年から55年にかけては1%台の大きな増加を示しました。

その後、増加率は低下し、平成元年から3年まではマイナスとなっていました。4年に再びプラスに転じました。しかし、9年以降は再びマイナスとなり、13年は前年比で0.18%の減少となりました。

本県の世帯数（平成13年10月1日現在）は443,789世帯となっています。

#### 3 産 業

本県の産業構造をみると、従業員数、総生産額とも第3次産業の割合が高いものの、全国的には、産業全体に占める第1次産業の割合が最も高い県の一つとなっています。

産業別の内訳をみると、第1次産業では農業、第2次産業では建設業、製造業、第3次産業ではサービス業、卸売・小売業などの割合が高くなっています。

表 1 - 1 - 1 産業別県内総生産の比較（平成12年度）

産 業	県 内 総 生 産 額	割 合
第 1 次 産 業	204,228 百万円	5.7 %
第 2 次 産 業	890,860	25.0
第 3 次 産 業	2,526,755	70.9

（注）帰属利子等が加算控除されていないため、構成比の合計は100%にはなりません。

#### 4 土地利用

平成12年10月1日現在の土地利用区分は、表1-1-2に示すとおり、県土のおよそ4分の3が森林となっており、次いで農用地の割合が高くなっています。

また、9市19町で都市計画区域が設定されており、その面積は88,424haで全県面積の約11%に当たりますが、都市計画区域内に居住する人口は942.3千人（平成12年国勢調査）で、本県総人口の約81%を占めています。

表1-1-2 県土の利用区分別面積（基準日：10月1日）（単位：ha、%）

区 分	10年	11年	12年	
	面積	面積	面積	構成比
農 用 地	72,952	72,525	72,033	9.3
（農 地）	(72,600)	(72,200)	(71,700)	(9.2)
（採草放牧地）	( 352)	( 325)	( 333)	(0.1)
森 林	589,859	589,400	589,889	76.3
原 野	3,068	3,061	3,054	0.4
水 面・河 川・水 路	22,512	22,503	22,419	2.9
道 路	22,492	22,684	23,065	3.0
宅 地	24,318	24,543	24,944	3.2
（住 宅 地）	(16,252)	(16,029)	(16,393)	(2.1)
（工 業 用 地）	( 1,533)	( 1,524)	( 1,497)	(0.2)
（その他の宅地）	( 6,533)	( 6,990)	( 7,054)	(0.9)
そ の 他	38,194	38,712	38,036	4.9
合 計	773,395	773,428	773,440	100.0

資料：『みやざきの土地』

#### 5 道路交通

平成13年4月1日現在における県内道路網は、高速自動車国道3路線、一般国道18路線（直轄分2路線、県管理分16路線）、主要地方道48路線、一般県道144路線、市町村道30,395路線の総計30,608路線に及び、実延長は19,308kmです。

本県の自動車保有台数は平成13年3月末で856,349台であり、平成3年から平成13年までの10年間で176,379台（25.9%）増加しています。人口千人当たりの自動車保有台数は731.9台で、全国第10位であり、全国平均595.0台より23.0%多くなっています。このうち、自家用車についてみると、千人当たり462.4台で、全国第19位であり、全国平均411.2台より12.5%多くなっています。

#### 6 エネルギー

県内の電力需給状況は、消費電力量が発生電力量を上回っている状態が続いています。また、発生電力量は横ばいですが、消費電力量は微増傾向にあります。消費電力の内訳は、販売電力量でみると、平成13年度で民生用64.9%、産業用35.1%となっています。

都市ガス消費量については、年々増加傾向にあり、特に商業用の増加が著しく、全体に占める割合も平成12年では26.6%となり、約5割の家庭用に次いで多くなっています。

太陽光（熱）、風力などの自然エネルギー、ごみ焼却熱などのリサイクルエネルギーなどに代表される新エネルギーについては、近年環境負荷の少ないクリーンエネルギーとしての理解が進み、総合農業試験場畑作園芸支場の太陽光発電や串間市、北方町の風力発電など本県においても導入が進みつつあります。

## 第2節 環境の概況

### 1 生活環境の概況

#### (1) 大 気

平成13年度の大気の状態は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については、全測定局で環境基準を達成していました。光化学オキシダントは、全測定局で環境基準を未達成でしたが、緊急時の注意報発令基準を超えたことはありませんでした。全体としては、一部の項目が環境基準を未達成であったものの、長期的評価では全測定局で環境基準を達成しており、本県の大気環境は概ね良好でした。

#### (2) 水 質

公共用水域の水質の状態は、代表的な水質指標であるBOD又はCODでみると、一部の水域で環境基準を超えていたものの、概ね良好でした。

地下水の水質状況については、調査した175本の井戸のうち、砒素について3本、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物について15本、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素について1本が環境基準を超えましたが、その他の井戸は環境基準に適合していました。

#### (3) 騒音・振動・悪臭

騒音・振動・悪臭は、各種公害の中でも日常生活と密接な関係にあります。平成13年度の公害苦情件数のうち、悪臭に係るものが約21%、騒音に係るものが約9%で、苦情全体に占める割合が高くなっています。なお、振動に係るものは約1%でした。

#### (4) 土壌・地盤沈下

土壌汚染については、岩戸川流域東岸寺地区を昭和50年度に農用地土壌汚染対策地域に指定し、昭和51年度から53年度までで土壌汚染防止対策事業を完了しました。また、岩戸川流域土呂久地区は、昭和54年度に地域指定を行い、昭和56年度から59年度までで対策工事を完了し、その後は効果確認のための対策地域調査を実施しています。

また、地盤沈下については、昭和55年度から宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域において1級水準測量による地盤変動調査を実施しています。

#### (5) 廃棄物

家庭などから排出されるごみやし尿等の一般廃棄物の平成12年度における排出量は、ごみが約46万t、し尿等が約43万klとなっています。また、事業活動に伴い発生する産業廃棄物の平成10年度における排出量は、約556万t/年となっています。

## 2 自然環境の概況

### (1) 野生動植物

本県の気候は温暖多雨であり、また標高1,500m前後の山岳が連なっているため、植物相は複雑で、照葉樹林の自然植生のほか、沿岸部ではピロウ、ハマカズラ、ハマオモトなどの熱帯性、亜熱帯性植物もみられます。また、本県の北～西部の山地帯の温帯性夏緑広葉樹林には、ブナ、ミズナラ、シナノキなどが生育しており、ブナクラスの南限域となっています。

県内で生息が確認されている動物では、哺乳類のニホンカモシカが国の特別天然記念物に指定されているほか、鳥類のクマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウなど種の保存法指定種も含まれています。また、両生類では環境省レッドリスト掲載種のオオイタサンショウウオ、ベッコウサンショウウオ、オオサンショウウオなど、は虫類ではアカウミガメ、アオウミガメ、スッポンなど、昆虫類ではグンバイトンボ、ルーミスジミ、タガメなどの希少種が生息しています。

### (2) 自然公園等

本県には、国立公園が霧島屋久国立公園 1 か所、国定公園が日南海岸など 4 か所、県立自然公園が尾鈴県立自然公園など 6 か所があります。利用者は、平成13年では830万人であり、県民総人口の約 7 倍の人が自然公園を利用しています。

その他、自然環境の保全と創出を目的として、自然環境保全地域 2 か所、緑地環境保全地域 4 か所が設定されているほか、緑地保全樹木の指定、鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域、保安林の設定を行っています。

## 3 快適環境の概況

本県は歴史的・文化的遺産が数多く分布し、また自然環境に恵まれ、「青島亜熱帯性植物群落」など国指定の特別天然記念物 4 件をはじめ、国指定天然記念物41件、国指定名勝 4 件（うち、1 件は名勝天然記念物）、国指定重要伝統的建造物群保存地区 3 件、県指定天然記念物19件、県指定名勝 7 件などがあります。

また、山岳・河川、海岸などのすぐれた自然景観に恵まれ、環境省の選定した自然景観資源は 40種356か所に及んでいます。

## 4 地球環境の概況

近年の人類の活動は、地球規模の環境問題を引き起こし、自らの生存基盤に深刻な影響を及ぼしています。このような地球環境問題は、被害や影響が国境を越えて地球規模にまで広がっており、その解決には国際的取組が必要です。

地球環境問題には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、野生生物の種の減少、海洋汚染などがあります。特に、地球温暖化は、世界的規模での気候変動や海面の上昇、生態系への打撃、食料生産への悪影響など、その影響が世界的規模で及ぶことが懸念される一方、私たちの生活と密接に関わる身近な問題でもあります。

世界の各国は、法律の制定や行動計画の策定と実施を行っていますが、本県においても、「地球規模で考え、足元から行動する（Think Globally, Act Locally）」をキーワードとして、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた地域レベルの取組を積極的に行うことが必要です。

## 第2章 環境保全施策の課題と展望

### 1 環境保全施策の課題

昭和30年代からの我が国の高度成長は、我々に豊かさや利便性をもたらした反面、その過程で、大気汚染や水質汚濁といった様々な環境問題を引き起こしてきました。これは、本県においても例外ではありませんでしたが、その後の公害関係諸法令に基づく各種の環境施策の実施や、事業者・県民の理解と協力により、全般的に改善の方向に推移してきました。

しかしながら、一方では、人口の集中や生活様式の変化などに伴う自動車交通量の増大による大気汚染や騒音などのいわゆる都市・生活型公害、廃棄物の増大や多様化、生活排水等による河川の汚濁等がみられるようになりました。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、エネルギーや資源の大量消費に支えられた今日の社会経済活動に起因する地球規模の環境問題が深刻になってきています。

一方、本県は、温暖な気候、明るい陽光、青い空と海、そして緑広がる大地といった豊かな自然環境に恵まれているものの、開発による身近な緑の喪失や環境悪化による野生生物の減少等がみられます。

これらの環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動に起因していることから、我々のライフスタイルや社会経済システムを転換し、環境保全型の地域社会を構築することが求められています。

このため、環境学習の推進等により、環境保全活動を実践する人づくりを進めるとともに、農林水産業や工業、観光・リゾートなどの産業活動からの環境への負荷を低減することにより、環境にやさしい地域社会を実現する必要があります。

また、廃棄物・リサイクル対策など生活環境保全施策を推進するとともに、自然公園の適正管理や野生生物の保護など、自然環境の保全に努める必要があります。さらに、地域としての地球環境問題に対応するため、地球温暖化対策などに努めるとともに、環境影響評価制度の適正な運用や環境関連技術・産業の振興などの環境保全の基盤となる施策を進める必要があります。

### 2 今後の展開

今日の環境問題に適切に対応するため、本県では、平成8年3月に環境関連の条例を統括する宮崎県環境基本条例を制定するとともに、平成9年3月には、宮崎県環境基本計画を策定し、環境保全行政を計画的・体系的に推進してきました。

しかしながら、近年、環境学習の重要性の高まりや、地域としての地球温暖化防止対策の必要性の増大、化学物質問題の顕在化など、環境保全行政に関する状況が大きく変化してきたことから、平成13年3月、環境基本計画を見直し、「人と自然の共生する地域環境づくり」を目標とする宮崎県環境基本計画（改訂計画）を策定し、以下の基本方針に基づき各種の施策を展開しています。

(1) 環境にやさしい地域社会の実現

日常生活において環境に配慮することが習慣化し、積極的に環境保全行動を実践する人づくりを行います。

自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、持続可能な農林水産業や、環境への負荷の少ない商工業、環境と共生した観光・リゾートを展開します。

社会資本の整備に当たっては、環境保全に対する十分な配慮を行うとともに、景観や歴史的・文化的環境などを資源として活かすなど、環境と調和した地域づくりを行います。

(2) 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

限りある資源が有効に活用されるよう、廃棄物の排出抑制や減量化を進めるとともに、リサイクルを推進します。また、環境への負荷の少ない廃棄物処理を推進します。

私たちの快適な生活環境を確保するため、大気や水質を保全します。

清らかで豊かな水資源を保全し、効率的に利用することにより、健全な水循環の維持確保に努めます。

(3) 豊かな自然環境の保全と創出

本県の豊かで美しい環境を、県民の生産、生活、保養の場としてはもとより、貴重な動植物の生息・生育の場として保全します。

多くの動植物によって築かれている多様な生態系を保全します。

県民に保養の場を提供するとともに、自然環境の豊かさや保全意識の向上を図るため、自然とのふれあいの確保を推進します。

県民の快適環境（アメニティ）へのニーズに応え、身近なみどりや水辺環境などの快適環境を創出します。

(4) 地域からの地球環境の保全の推進

地球温暖化は地球規模の問題であるとともに、日常生活や事業活動と密接に関係していることから、地域で取り組むことができる地球温暖化対策を実施します。

オゾン層の破壊や酸性雨といった地球環境問題を視野に捉えた、地域での環境保全の取組を推進します。

地球環境や資源・エネルギーの有効利用に向けた、省資源・省エネルギー等の対策を推進します。

(5) 環境保全基盤の充実

環境影響評価制度の適正な運用、環境に関する情報の整備・提供や、環境保全技術・産業の振興、国際的な環境問題に対する支援など、環境保全の基盤となる施策を推進します。